

・脱会強要によって統一教会の信仰を失った者達である。彼らはまさに脱会カウンセラーが監禁中に行ったところの、「教義や宗教的権威の言葉が間違っている」とする論理的証明を聞かされて信仰を失うに至った者達である。もし、原判決が述べるように、一神教の信仰が神秘に帰依するものであり、その信仰を論理的な言葉によって揺るがすことができないのであれば、被控訴人らは、脱会カウンセラーの話を聞いても信仰を失わなかつたはずである。

4 「4」について

○ ある行為が適法か違法かの判断は、社会一般の倫理観、価値観を下にした法律の解釈適用をもって決せられることは原判決の言う通りである。控訴人は、他人の生命・身体・財産に関し、何をしても構わないというようなことを言ったことは一度たりともない。

5 原判決の憲法の解釈はその通りであるが、統一教会の信者が憲法13条や18条に違反した状態に置かれているということはない。

6 「6」について

○ 原判決は、上記のごとき一神教観に基づき、「個人の自由な意思決定を歪めるかたちで行われた、信仰を得させようとする伝道活動や信仰を維持させようとする教化活動は、正当な理由なしに人に隸属を強いる行為であり、社会一般の倫理観・価値観からみれば許されないことである。そのような伝道・教化活動は、社会的相当性の範囲を著しく逸脱するものとして違法とされなければならない」（242頁）などと述べる。

伝道・教化活動が個人の自由な意思決定を歪めてはならないことは当然のことであり、統一教会の信者の伝道・教化活動が個人の自由な意思決定を歪める形で行われたことはない。

一方、上記判示は一神教に対する誤った捉え方を前提とするものであつて、不当である。特に、先にも述べた通り、現代にあっては人は合理的・